

洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

令和3年9月14日	策定
令和4年9月14日	一部変更
令和5年5月10日	一部変更
令和5年12月15日	一部変更
令和6年6月3日	一部変更
令和6年9月12日	一部変更
令和7年3月13日	一部変更

北海道 虻田郡 洞爺湖町

目 次

1	基本的な事項	頁
	(1) 洞爺湖町の概況	3
	(2) 人口及び産業の推移と動向	4
	(3) 洞爺湖町の実財政の状況	8
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	11
	(7) 計画期間	11
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合	11
2	施策に関する事項	
2-1	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
	(1) 現況と問題点	14
	(2) その対策	15
	(3) 計 画	15
2-2	産業の振興	
	(1) 現況と問題点	16
	(2) その対策	18
	(3) 計 画	19
	(4) 産業振興促進事項	20
	(5) 公共施設等総合管理計画との整合	20
2-3	地域における情報化	
	(1) 現況と問題点	21
	(2) その対策	21
	(3) 計 画	21
2-4	交通施設の整備、交通手段の確保	
	(1) 現況と問題点	22
	(2) その対策	23
	(3) 計 画	24
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	24
2-5	生活環境の整備	
	(1) 現況と問題点	25
	(2) その対策	27
	(3) 計 画	28
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	29

2－6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	3 0
(2)	その対策	3 1
(3)	計 画	3 2
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 4
2－7	医療の確保	
(1)	現況と問題点	3 4
(2)	その対策	3 4
(3)	計 画	3 4
2－8	教育の振興	
(1)	現況と問題点	3 5
(2)	その対策	3 6
(3)	計 画	3 6
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 7
2－9	集落の整備	
(1)	現況と問題点	3 7
(2)	その対策	3 8
(3)	計 画	3 8
2－10	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	3 8
(2)	その対策	3 8
(3)	計 画	3 9
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 9
2－11	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	現況と問題点	3 9
(2)	その対策	4 0
(3)	計 画	4 0
	事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	4 0

1 基本的な事項

(1) 洞爺湖町の概況

① 位 置

当町は、北海道の中央南西部に位置し、支笏洞爺国立公園の活火山有珠山や洞爺湖を配し、南は日本最大の円形湾、内浦湾（噴火湾）に面し、北方には羊蹄山がそびえている。東に伊達市、壮瞥町、西に豊浦町、北は留寿都村に隣接している。

② 地 勢

当町の面積は181km²で、東西に約20km、南北に約20km、海岸線は6kmであるが、洞爺湖に沿って南西から北東に細長い地形となっている。有珠山の麓に洞爺湖温泉があり、自然環境にも恵まれている。

③ 気 象

当町の気象は、津軽海峡を通過する対馬暖流の影響を受けるため、冷涼な北海道にあって比較的温暖な気候に恵まれ、北海道の湘南地帯の称もあり、住みやすく恵まれた気象条件となっているが、北に位置する高台は内陸性の気候で積雪も多い。

④ 歴 史

明治13年 西紋龍村戸長役場から分離し、虻田郡各村戸長役場を虻田に設置
35年 2級町村戸町制を施行
大正9年 虻田村から分村し、洞爺村誕生
昭和13年 1級町村制施行、虻田村を虻田町に改める
平成18年 町村合併により、「洞爺湖町」誕生

⑤ 社会的、経済的諸条件

当町は、定期的に有珠山の噴火による被害があるものの、火山活動によってもたらされた雄大な地形や100年の歴史がある全国的にも有名な温泉郷「洞爺湖温泉」を有する観光地であり、2008年に開催された北海道洞爺湖サミットや、国内初のユネスコ世界ジオパークに認定された「洞爺湖有珠山ジオパーク」に加え、世界文化遺産に登録される「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である入江・高砂貝塚など、世界的にも高い評価と注目を集める資源を有している。

産業は自然景観等を背景に、噴火の跡を間近に見られる散策路や噴火被害をそのまま残した遺構、洞爺湖の自然を満喫できるキャンプ場や運動場、歴史や文化・自然をテーマとした公園もあり、一年を通じて特色あるイベントを開催するなど観光業を中心として、火山灰大地の肥沃な土地で上質な多品種の農作物を生産する農業、内浦湾（噴火湾）特産のホタテ養殖業を中心とした水産業も営まれる。また、医療福祉施設の事業所が多いのも町の産業の特徴となっている。

都市間を結ぶ国道やJR、市間バスなどの交通機関も整備されており、室蘭市や伊達市などが通勤・通学圏となるほか、札幌市との往来も多い。

経済状況や国際情勢により、観光業や農水産物の消費が大きく左右されるほか、有珠山噴火のリスクも抱えているが、安定した雇用の確立と安心して住み続けたいと思える地域の創造に取り組んでいる。

⑥ 過疎の実態と今後の見通し

当町では急速に少子高齢化が進んでおり、65歳以上の高齢化率（平成27年国勢調査）は40.4%と国（26.6%）、北海道（29.1%）の水準を大幅に上回っている。14歳以下の年少人口比率も8.9%と国（12.6%）、道（11.4%）の水準を下回っている。

これまでも産業の活性化を柱とした活気に満ちたまちづくりを推進するとともに、住民一人ひとりの命と暮らしを大切にしたい、誰もが健康で安心して暮らせる基盤整備等を実施してきたが、町内の各地区において人口減少は進む見込みであり、少子高齢化と人口減少に伴い税収等の減少や地域購買力の低下、医療・福祉・介護にかかわる行政の財政負担の増加などが懸念されるところである。

また、近年では人口流出による労働力不足や労働力の高齢化のほか、空き家の増加、店舗の閉店による買い物困難地区の発生や、自家用車がなくなると生活できなくなるなどの影響も出始めている。

これらをふまえ、産業の活性化や、生活基盤の整備を維持するとともに、将来の人口規模を見据えた時代に合った定住環境の構築を推進し、ともに考え、ともに行動する住民と行政との協働により、人口減少時代にあっても、将来にわたって活力あるまちを持続していく必要がある。

（２）人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

当町の人口は、旧虻田町・旧洞爺村の合算でみると、昭和４０年（１６，２４３人）を頂点に２度の有珠山噴火も経て減少の一途をたどっている。昭和５０年（１５，４９６人）から町村合併を経た平成２７年（９，２９９人）までの４０年間では、６，１９７人が減少（△４０．０％）し、１０，０００人を割り込んだ。

年齢階層別にみると、年少人口（０～１４歳）と生産年齢人口（１５歳～６４歳）は年々減少する一方で、老年人口の増加により人口構造が変化し、平成２７年国勢調査では年少人口８２３人（８．９％）、生産年齢人口４，７１５人（５０．７％）、老年人口３，７６１人（４０．４％）となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、令和２年以降は老年人口も減少に転じ、全ての年齢階層で減少する見込みとなっており、さらに人口減少と少子高齢化が進展し、人口構造の偏重が大きくなることが予想されている。

当町においては将来的な人口構造も視野に、合計特殊出生率は１．４０を維持しつつ増加を目指すとともに、特に若い世代における転出超過の解消により、令和１２年には人口７，４６９人、年少人口６４５人（８．６％）、生産年齢人口３，４４３人（４６．１％）、老年人口３，３８１人（４５．３％）を目標としたところであるが、高齢化率は上昇傾向が続き４６％まで進行していく見込みである。

自然増減、社会増減でみると、平成２２年以降は自然減が社会減を上回る傾向となっているが、いずれも減少が続いている。出生数の伸び悩みとともに、進学や就職等を機に都市部への流出が主な要因となっており、近年では外国人人口に増加傾向がみられるものの、核家族化や若年層の減少とともに、一人暮らし高齢者の増加も想定される。人口減少に歯止めをかけるため、出生数の増加等による自然減少の抑制や、転入増加と転出抑制による転出超過の解消に取り組む必要がある。

② 産業の推移と動向

当町の産業構造は、観光地であることから宿泊・飲食業などの観光業への就業者数が多いことに加え、医療・福祉施設等の就業者数が多いことから第３次産業の割合が７割を占めている。また、洞爺地区を中心とした農業と、内浦湾（噴火湾）の水産業といった第１次産業の割合も高いのが特徴となっている。

就業者数は産業分類いずれにおいても減少しているが、第２次産業の就業者数の減少が大きく、平成２２年以降、第１次産業の就業者数を下回っている。

当町の就業者数は平成１７年５，４４４人、平成２２年４，６８２人、平成２７年４，３３７人となっており、今後も減少が見込まれる。また、５０歳以上の就業者が５２％を占めており、今後の就業者の高齢化が進むことによる各産業基盤等への影響が懸念される。特に「建設業」「製造業」や「農業」「水産業」等の高齢化が顕著であるが、「医療・福祉」「宿泊・飲食サ

ービス業」においては30歳までの割合が比較的高い。

人口減少等による人手不足や、外国人観光客の増加により、外国人労働者が大きな役割を担ってきている面もある。宿泊施設や福祉関係事務所が多いことから、高齢者の働く場としても期待できるが、地域産業や人口流出に大きく影響を与える有珠山噴火のリスクを抱えながらも安定した雇用を維持できるよう、産業基盤の強化と合わせて、産業を支える世代の転出抑制と定住促進を図る必要がある。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

○旧2町村合算

区 分	昭和35年 1960年	昭和50年 1975年		平成2年 1990年		平成17年 2005年		平成27年 2015年	
	実数 人	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %
総 数	14,920	15,496	3.9	13,113	△15.4	11,343	△13.5	9,299	△18.0
0歳～14歳	4,888	3,773	△22.8	2,262	△40.3	1,256	△44.5	823	△34.5
15歳～64歳	9,353	10,535	12.6	8,630	△8.1	6,623	△23.3	4,715	△28.8
うち15歳～ 29歳(a)	4,306	3,561	△17.3	2,221	△37.6	1,501	△32.4	925	△38.4
65歳以上(b)	679	1,188	75.0	2,221	87.0	3,464	56.0	3,761	8.6
(a)/総数 若年者比率	28.9%	23.0%	—	16.9%	—	13.2%	—	9.9%	—
(b)/総数 高齢者比率	4.6%	7.7%	—	16.9%	—	30.5%	—	40.4%	—

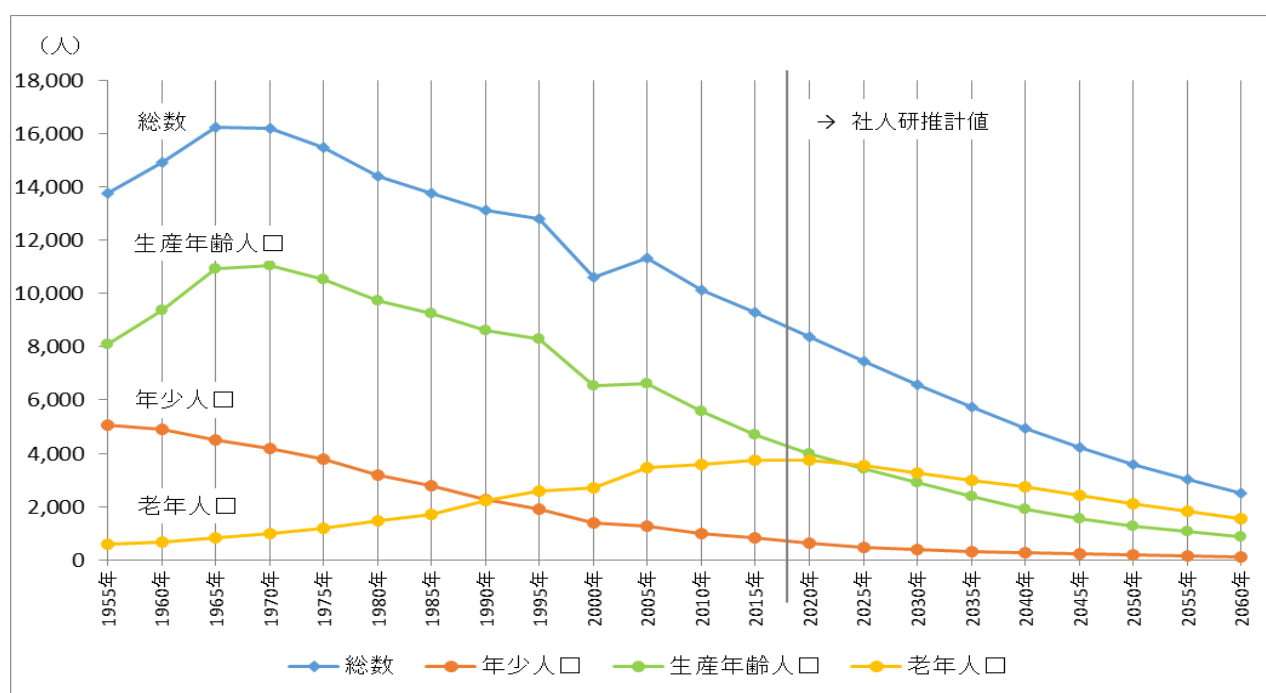


表 1－1(2) 人口の推移（国勢調査）

○旧 2 町村合算

区 分	昭和 35 年 1960 年	昭和 50 年 1975 年		平成 2 年 1990 年		平成 17 年 2005 年		平成 27 年 2015 年	
	実数 人	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %
総 数	14,920	15,496	3.9	13,113	△15.4	11,343	△13.5	9,299	△18.0
男性	7,096	7,190	1.3	5,997	△16.6	5,266	△12.2	4,280	△18.7
女性	7,824	8,306	6.2	7,116	△14.3	6,077	△14.6	5,019	△17.4

表 1－1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

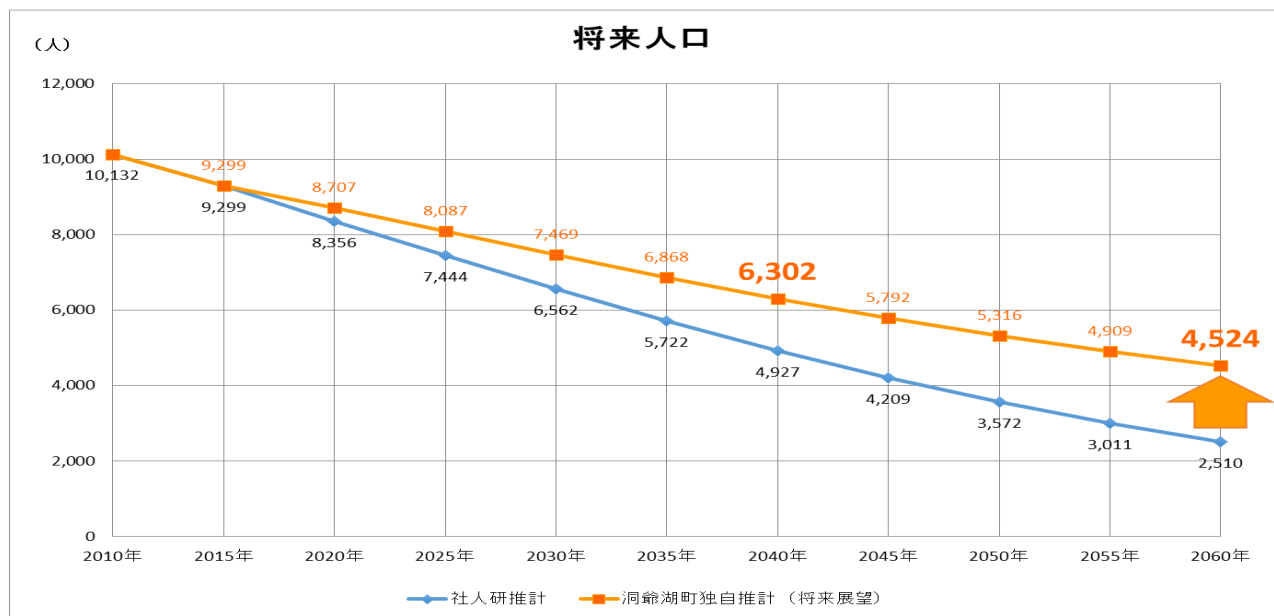
（単位：人、％）

○旧 2 町村合算

区 分	昭和 35 年 1960 年	昭和 50 年 1975 年		平成 2 年 1990 年		平成 17 年 2005 年		平成 27 年 2015 年	
	実 数 人	実 数 人	増減率 %	実 数 人	増減率 %	実 数 人	増減率 %	実 数 人	増減率 %
総 数	7,270	8,116	11.6	6,738	△17.0	5,444	△19.2	4,337	△20.3
第 一 次 産 業 就業人口	2,626	1,467	△44.1	1,101	△24.9	736	△33.2	595	△19.2
就業人口比率	36.1%	18.1%	—	16.4%	—	13.5%	—	13.7%	—
第 二 次 産 業 就業人口	1,300	1,623	24.8	1,249	△23.0	911	△27.1	588	△35.5
就業人口比率	17.9%	20.0%	—	18.5%	—	16.7%	—	13.6%	—
第 三 次 産 業 就業人口	3,339	5,011	50.1	4,388	△12.4	3,783	△13.8	3,072	△18.8
就業人口比率	45.9%	61.7%	—	65.1%	—	69.5%	—	70.8%	—
分類不能	5	15	200.0	0	皆減	14	皆増	82	—

表 1－1(4) 人口の見通し (上段：町推計、下段：国立社会保障・人口問題研究所推計)

区 分	令和 2 年 2020 年	令和 7 年 2025 年		令和 12 年 2030 年		令和 17 年 2035 年		令和 27 年 2040 年	
	推計値 人	推計値 人	増減率 %	推計値 人	増減率 %	推計値 人	増減率 %	推計値 人	増減率 %
総 数	8,707 (8,356)	8,087 (7,444)	△7.1 (△10.9)	7,469 (6,562)	△7.6 (△11.8)	6,868 (5,722)	△8.0 (△12.8)	6,302 (4,927)	△8.2 (△13.9)
0 歳～14 歳	724 (632)	653 (487)	△9.8 (△22.9)	645 (399)	△1.2 (△18.1)	591 (325)	△8.4 (△18.5)	557 (267)	△5.8 (△17.8)
15 歳～64 歳	4,202 (3,998)	3,797 (3,407)	△9.7 (△14.8)	3,443 (2,891)	△9.3 (△15.1)	3,146 (2,394)	△8.6 (△17.2)	2,849 (1,920)	△9.4 (△19.8)
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	929 (818)	912 (681)	△1.8 (△16.7)	790 (543)	△13.4 (△20.3)	703 (419)	△11.0 (△22.8)	644 (322)	△8.4 (△23.2)
65 歳以上 (b)	3,781 (3,726)	3,637 (3,550)	△3.8 (△4.7)	3,381 (3,272)	△7.0 (△7.8)	3,131 (3,003)	△7.4 (△8.2)	2,896 (2,740)	△7.5 (△8.8)
(a)/総数 若年者比率	10.7% (9.8%)	11.3% (9.1%)	—	10.6% (8.3%)	—	10.2% (7.3%)	—	10.2% (6.5%)	—
(b)/総数 高齢者比率	43.4% (44.6%)	45.0% (47.7%)	—	45.3% (49.9%)	—	45.6% (52.5%)	—	46.0% (55.6%)	—



区分	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
年少人口 0～14歳		823	724	653	645	591	557	529	495	457	420
	0.0%	8.9%	8.3%	8.1%	8.6%	8.6%	8.8%	9.1%	9.3%	9.3%	9.3%
生産年齢人口 15～64歳	5,568	4,715	4,202	3,797	3,443	3,146	2,849	2,622	2,421	2,320	2,214
	61.0%	50.7%	48.3%	47.0%	46.1%	45.8%	45.2%	45.3%	45.5%	47.3%	48.9%
老年人口 65歳以上	3,566	3,761	3,781	3,637	3,381	3,131	2,896	2,641	2,400	2,132	1,890
	39.0%	40.4%	43.4%	45.0%	45.3%	45.6%	46.0%	45.6%	45.1%	43.4%	41.8%

(3) 洞爺湖町の行財政の状況

① 行政の状況

厳しい社会経済状況が続く中、町財政の再建、少子高齢化の進展と急激な人口減少、高度な情報社会の到来、施設の老朽化や危機管理体制の強化、多様化・複雑化する住民ニーズへの対応など当町を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、社会構造の変化に対応し得る、自主的・自立的な行政運営が求められている。

一方で行政の人員体制も限られてきており、行政組織の再編や民間との連携、事務の簡素化などの行政のスリム化を進め、人口減少社会に見合った行政サービスの水準の維持と、まちの活性化に向けた施策を計画的に展開していく必要がある。

② 財政の状況

町財政においては、人口の減少や今後も不安定な景気見通しなどにより安定した税収を見込むことが困難であるなど、自主財源の確保は依然厳しく、普通交付税、国道補助金、地方債に依存するところが大きい状況にある。

市町村の財政力を示す指標である財政力指数をみても平成27年度0.267、令和元年度0.287と依然として低い状況にある。

また、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられる経常収支比率については、平成27年度では93.3%、平成29年度は89.8%と改善はされたものの、普通交付税の減少や社会保障経費の増加などにより令和元年度には92.5%となっていることから、今後も注意が必要な状況となっている。

一方、財政の健全化を判断する指標である健全化判断比率のうち、実質公債費比率は平成20年度決算で「財政健全化団体」となったことも踏まえ、借入抑制などの取組により、平成27年度は14.2%、令和元年度では10.2%と改善傾向にあるものの、近年の借入額が増加傾向にあることから、注意が必要な状況である。また、将来負担比率についても、将来の施設更新などを見据えた基金の積み立てなどにより、令和元年度では49.7%となっている。

今後の財政状況の見通しとしては、人口の減少による地方交付税の減少、社会保障経費、公共施設の老朽化対策経費の増加などにより依然厳しい状況が見込まれている。この状況の中で、次世代につなげるまちづくり施策を実施するため、限られた財源の効率的配分に努めながら、将来に大きな負担を担わせることがないように、中長期的視野に立った計画的な財政運営に取り組む必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況 (一般会計)

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	7,740,239	7,668,083	7,283,280
一般財源	5,608,995	5,230,154	4,661,375
国庫支出金	459,258	607,247	482,383
道支出金	340,734	313,168	724,049
地方債	442,118	832,913	809,918
うち過疎対策事業債	46,100	121,800	92,200
その他	889,134	684,601	605,555

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳出総額 B	7,553,545	7,432,632	7,167,114
義務的経費	4,087,645	3,183,428	2,687,528
投資的経費	258,667	117,621	494,463
うち普通建設事業	232,446	117,621	494,463
その他	2,834,332	3,199,830	3,299,068
過疎対策事業費	372,901	931,753	686,055
歳入歳出差引額 C (A - B)	186,694	235,451	116,166
翌年度へ繰越すべき財源 D	16,697	4,476	8,994
実質収支 C - D	169,997	230,975	107,172
財 政 力 指 数	0.268	0.267	0.287
公債費負担比率	28.9	18.1	14.9
実質公債費比率	25.5	14.2	10.2
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	90.1	93.3	92.5
将来負担比率	155.8	63.9	49.7
地方債現在高	12,698,584	9,246,899	8,763,815

③ 公共施設等の整備状況

ア. 道路

町道は、実延長 229.1 km、改良率 70.4%、舗装率 60.3%である。

イ. 水道普及率（上水道・簡易水道）

当町の水道施設は、良質で安全な水の供給を基本とし、虻田地区は上水道で、計画給水人口は 10,200 人、現在給水人口が 7,111 人で給水区域内人口に対する水道普及率は 99.6%となっており、洞爺地区は簡易水道で、計画給水人口は 2,050 人で、現在給水人口が 1,359 人で給水区域内人口に対する水道普及率は 95.0%となっている。

平成 26 年度に虻田本町地区の水道水の水源を洞爺湖水に切り替え、硬水から軟水の水道に改善を図っている。今後も水道普及率の向上と未普及地区の解消に努める。

ウ. 水洗化率

下水道水洗化率については、88.1%となっている。

エ. 医療・福祉厚生施設

医療機関は、病院・診療所数が 8 か所で歯科診療所数が 4 か所となっている。

一次救急体制は整っており、二次・三次医療については広域的医療体系により対応している。

高齢者の福祉・介護施設は、9 か所となっており、障がい者に関しては、入所施設が 1 か所で、共同生活援助（グループホーム）が 11 か所となっている。

オ. 教育

学校は、小学校 3 校、中学校 2 校、高等学校（道立）1 校となっている。また、小中学校で老朽化が進んでいる施設がある。

表 1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
町村道					
改良率 (%)	(旧虻) 33.5 (旧洞) 38.4	(旧虻) 56.0 (旧洞) 53.6	(旧虻) 65.1 (旧洞) 64.4	65.1	70.4
舗装率 (%)	(旧虻) 6.7 (旧洞) 11.8	(旧虻) 35.0 (旧洞) 49.3	(旧虻) 47.6 (旧洞) 59.1	54.3	60.3
農道延長(m)				—	—
耕地 1 ha 当たり農道延長(m)	(旧虻) — (旧洞) 3.0	(旧虻) — (旧洞) 3.4	(旧虻) — (旧洞) 3.5	—	—
林道延長(m)				2,613	2,613
林野 1 ha 当たり林道延長(m)	(旧虻) — (旧洞) 1.0	(旧虻) — (旧洞) 1.1	(旧虻) — (旧洞) 1.1	—	—
水道普及率 (%)	(旧虻) 93.6 (旧洞) 52.1	(旧虻) 98.2 (旧洞) 56.3	(旧虻) 99.1 (旧洞) 74.0	97.7	98.6
水洗化率 (%)	(旧虻) (42.2) (旧洞) (9.0)	(旧虻) 58.3 (旧洞) 3.8	(旧虻) 81.6 (旧洞) 78.2	86.4	88.1
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	(旧虻) 358 (旧洞) 7.4	(旧虻) 379 (旧洞) 8.1	(旧虻) 295 (旧洞) 9.6	47.9	48.9

(4) 地域の持続的発展の基本方針

当町は、若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、地域社会や産業を支える担い手の不足、子どもの減少など依然として多くの課題を抱えている。また、2000 年有珠山噴火より 21 年が経過し次期噴火が懸念されるほか、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大が、町民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。

一方、当町には火山活動によってつくられた美しい自然景観や温泉、豊かな農水産物、先人によって培われてきた歴史と文化、受け継がれ育まれてきた産業などを有しており、持続可能な地域社会を構築する大きな潜在力と可能性を持っている。さらに、多様な地域資源を有効に活用しながら地域を活性化していくことが重要である。

こうしたなか、今後の過疎地域の暮らしを持続的に発展していくため、第 2 期洞爺湖町まちづくり総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などと整合性を図りながら、「新型コロナウイルス感染症対策の長期化と価値観などの変化」や「デジタル技術、未来技術の活用」などの新たな過疎対策の視点も加え、当町ならではの地域特性・資源と人を結び、「定住・生活環境の整備」「子育て支援の充実」「産業の発展」「地域資源の活用」により、この地域で安心して働き暮らせる環境と地域を担う人材を確保し、人口減少社会にあっても豊かさが感じられる活気・活力のある持続可能な地域社会の構築を目指す。

人口減少社会にあっても豊かさが感じられる活気・活力のある持続可能な地域社会の構築

総合計画における将来像

～^{うみ}湖海と火山と緑の大地が結びあい元気をつくる交流のまち～

「将来像」実現に向けた施策の方向性

- ・ 定住施策の充実と交流人口の拡大
- ・ 三地域の特性に合った振興策の充実

（５）地域の持続的発展のための基本目標

当町が将来に向けて持続的に発展していくため、地域社会に好循環を生む地域資源（産業・ひと・自然・文化等）の有効活用と、良好なつながりのある安全安心に暮らせる環境の構築により、地域社会の活力創出と地域で活躍する人材を確保することを基本的目標とする。

生産年齢人口の増加（生産年齢人口の減少抑制）

		基準値 R3. 1. 1 実績	年度別目標値（人）					備 考
			R4. 1. 1 2022. 1. 1	R5. 1. 1 2023. 1. 1	R6. 1. 1 2024. 1. 1	R7. 1. 1 2025. 1. 1	R8. 1. 1 2026. 1. 1	
生産年齢人口 （人）	目標	4,216	4,077	4,014	3,929	3,826	3,754	
	見込み	4,216	3,921	3,780	3,617	3,436	3,331	

転出超過の解消（転出超過人数の抑制）

		基準値 R2 年 実績	年度別目標値（人）					備 考
			R3 年 2021 年	R4 年 2022 年	R5 年 2023 年	R6 年 2024 年	R7 年 2025 年	
転出超過 （人）	目標	60	9	9	9	9	6	単年
	見込み	—	55	55	55	55	48	単年

観光客入込数の増加

		基準値 R2 年度 実績	年度別目標値（万人）					備 考
			R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R6 年度 2024 年度	R7 年度 2025 年度	
観光客 入込数 （万人）	目標	115.5	129.5	284.9	299.0	299.0	299.0	単年度

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

基本目標の達成状況と計画の進捗については、毎年度終了後に、P D C Aサイクルにより洞爺湖町まちづくり審議会において実施した施策・事業の効果等の検証を行う。検証等をもとに必要に応じて洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の見直しを検討し、見直しの際は洞爺湖町まちづくり審議会に意見を求める。

（７）計画期間

計画期間は令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５か年間とする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された公共施設等の整備については、令和４年３月に改訂した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。

洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記

Ⅲ 本町施設更新の基本方針

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①公共施設等（建築物）

■供給に関する方針

○機能の複合化等による効率的な施設配置

- ・老朽化が著しいが、町民サービスを行ううえで廃止できない施設については、周辺施設の立地状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設配置及び町民ニーズの変化への対応を図ります。

○施設総量の適正化

- ・町民ニーズや上位・関連計画、政策との整合性、費用対効果を踏まえながら、人口減少や厳しい財政状況を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化（縮減）を図ります。

■品質に関する方針

○予防保全の推進

- ・日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や改修の実施により予防保全に努めます。

○計画的な長寿命化の推進

- ・建築後長期間経過した施設については、大規模改修の検討と併せ「洞爺湖町建築物耐震改修促進計画」に基づく耐震化を推進するとともに、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を図ります。

■財務に関する方針

○長期的費用の縮減と平準化

- ・改修・更新等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、歳出予算の縮減と平準化を図ります。

○維持管理費用の適正化

- ・現状の維持管理にかかる費用や業務内容を分析し、維持管理費用や施設使用料等の適正化を図ります。

○民間活力の導入検討

- ・可能な範囲で、民間事業者等の優れた技術、知識、経験、資金等、民間活力を効果的に活用し、町民のニーズに応じた適切なサービスを迅速に実施し、公共サービスの質向上を図ります。なお、民間活力の導入には、指定管理者制度、外部委託等の手法が含まれます。
- ・民間活力の導入により、業務執行体制の簡素・効率化を図るとともに、ライフサイクルコスト最適化の観点も踏まえ、経費の削減を図ります。

※建築物の設計費や建設費などの初期投資の経費と維持管理費などのランニングコスト及び解体処分費用など、建築物の生涯に必要な経費の合計をライフサイクルコスト（LCC）といいます。

②インフラ系施設

■品質に関する方針

○長寿命化の推進

- ・道路、橋梁、公園、上下水道といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づく計画的な維持管理を行います。

■財務に関する方針

○維持管理費用の適正化

- ・計画的な点検や維持補修により、維持管理費用の適正化及び平準化を図ります。
- 民間活力の導入検討
- ・可能な範囲で、指定管理者制度、外部委託等の手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

■供給に関する方針

- 社会構造変化に対応した適正な供給
- ・社会構造の変化を踏まえ、適正な供給を図ります。

Ⅳ 施設類型ごとの管理に関する基本方針

1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針

○建築物系施設

- (ア) 町が保有する建築物系施設は、4 分の 1 以上が建築後 30 年を経過している状況となっており、施設の劣化状況・安全性、利用状況、維持管理経費の状況、類似施設の配置状況、財政状況、社会環境や町民ニーズの変化等を総合的に勘案し、計画的に施設の集約化や老朽施設の廃止を推進することで、施設の総量適正化を図ります。
- (イ) 新規の施設整備については、単独施設の新規整備は行わず、施設の複合化・集約化、廃止・統廃合を基本とします。
- (ウ) 建設から一定期間を経過した施設は適宜点検・診断を実施し、建設から 30 年を超えるものは、利用率、効果や老朽度合等を総合的に勘案し、地域住民の方々と十分協議して、長期の活用が見込まれない場合は、廃止を基本とします。
- (エ) 廃止した施設で、売却・貸付などが見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺の環境・治安に悪影響を与えないよう、取り壊しを基本とします。また、施設の取り壊しに際しては優先順位を付けて順次実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。
- (オ) 今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減します。

○建築物系施設種別ごとの方針

※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進めます。

2. インフラ系施設の管理に関する基本方針

- (ア) 構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指したアセットマネジメントによる取り組みを推進します。
- (イ) 人口減少や人口構造の変化を見据え、保有するインフラ系施設の利用状況に応じて、施設の廃止・縮小を進めます。
- (ウ) 今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減します。
- (エ) 役割や機能、特性に合わせ補修、更新の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を図ります。
- (オ) 既に策定されている各計画を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。

Ⅴ 公共施設マネジメントの実行体制

1. 推進体制

公共施設マネジメントの推進にあたっては、全ての公共建築物を一元的に情報管理し、組織横断的な調整にあたる組織及び意思決定機関として、「公共施設等マネジメント庁内推進委員会（仮称）」を立ち上げる予定となっています。

また、インフラ資産等については、専門的な技術やノウハウの蓄積がある、それぞれの所管課において公共施設マネジメントを推進していきます。

今後、総合管理計画の方針や本計画における各施設の方向性に基づき、個別施設ごとに具体的な取り組みを行います。事務的な整理や整備手法などの検討、具体的な対策の実施にあたっては、対象施設に関連する市民・施設利用者・関係団体等との協議を行い、十分な調整と合意形成を図りながら進めます。

また、長寿命化や複合施設化、予防・維持保全の推進を行う施設については、それぞれ修繕（改修）計画を策定し、実際の事業実施に際しては、財政状況との整合性を図り財政負担の平準化を図ります。

2. 情報等の共有

「新しい公会計」の視点を導入し、固定資産台帳等の整備を進めていく中で、保有する公共施設等の情報一元管理体制を整え、システム等の活用により庁舎内の情報共有を図ります。

また、これらの一元化された情報を基に、財政係との連携調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・運営管理を行います。

3. 町民等との協働

公共施設のあり方を検討する際には、町ホームページ、パブリックコメント等を活用した情報発信など、町民からの意見・要望を採り入れながら、公共施設マネジメントを推進します。

4. PDCAサイクルの確立

本計画は公共施設マネジメントにPDCAサイクルを採り入れ、常時、Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善）を意識することにより、計画自体を継続的に改善していきます。

施設所管課は、本計画に基づいて施設ごとに再編計画や保全計画を作成し、PDCAを繰り返し、施設ごとに効果の検証と課題等を庁内推進委員会に報告します。委員会では本計画の進捗状況をまとめ、内容の検討を繰り返すことにより、適正な計画へと見直しを行います。

2 施策に関する事項

2-1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

移住・定住を促進するとともに、関係人口の創出・拡大を図り、良好なつながりから生まれた人材の活用や連携・協力により、まちの活力につなげる。

（1）現況と問題点

○移住定住

移住・定住は当町においては転出超過を抑制するうえで重要な施策として取組を進めており、観光業と医療福祉産業への従業員が多いことなども踏まえ、これまで定住促進住宅を整備し、町内の事業所等に勤務する若い世代等の定住を図り、すべて入居されている状況となっている。また、チャレンジショップ支援事業の活用による新規出店者が徐々に定着してきている。一方、当町への移住・定住に対する問い合わせは増加傾向にあるものの、移住に結びつく件数は伸びていない状況となっており、安定した雇用の創出と合わせ、住まいや就業に関する情報発信、地元の受入体制の整備が必要となっている。

○地域間交流

町の人口規模が縮小する中、町内だけに限らず、関わりのある人や地域とのつながりを活かすことが重要となっている。ふるさと納税を通じた寄附だけの関係等で終わらず、町のPRやボランティアなどさまざまな形で関わりを持ち続けることで、小規模自治体の行政課題の解決の一助

として活用を図る必要がある。

○人材育成

人口減少と高齢化等による地域の担い手不足が顕著となっており、自治会組織力の低下やコミュニティ活動の停滞などが表れている。新たな人材を確保するとともに、地域で活躍する人材の育成を図る必要がある。また、移住者等が地域の担い手となるよう、関係者間の連携・協力が重要となっている。

(2) その対策

○移住定住

- 空き家活用等による住まいの情報提供や、ハローワークとの連携による職業紹介、移住に関する相談を一元化したワンストップ窓口の積極的な活用を図る。
- チャレンジショップ支援事業の活用を図り、地域の賑わいにつなげる。
- 若い世代等の移住につながる住宅の整備や、長く住み続けられるよう、住宅のリフォーム支援による居住環境の改善を図る。

○地域間交流

- ふるさと納税やクラウドファンディングなどを活用し、他地域との良好なつながりを構築する。
- 洞爺湖町ふるさと応援団による、町行政情報の発信、イベントの手伝い、参加、来町の機会の創出などを推進する。

○人材育成

- 地域おこし協力隊やチャレンジショップ支援事業利用者の受入を推進し、移住・定住・定着を図る。
- 婚活交流事業等の実施により出会いの場の創出のほか、地域で活躍する人材や活動への支援を推進する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	■定住促進住宅新築工事 ■定住促進推進事業	町 町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 ・移住・定住	■住宅リフォーム支援事業 【事業内容等】 空き家や住宅をリフォームする個人に対して改修費用の一部を助成することにより、増加する空き家を活用した移住の促進と既存住宅の長寿命化による定住を促進する。	町・商工会	【効果】 地元業者への発注や町内消費により商工業の振興につながるほか、リフォーム後も長く住み続けられるようになることで、人口減少抑制等に効果がある。
		■チャレンジショップ支援事業	町	【効果】

		【事業内容等】 空き家・空き店舗を活用し、地域に根ざした特色あるショップ開業者、起業者等に改築費用等を助成することにより、新規出店による商工振興と賑わい創出を図る。		空き店舗が有効活用されるとともに、新たな出店に伴う移住と地域の賑わいが生まれ、支援後も集客と定住が継続される。
	・ 地域間交流	■ 洞爺湖町ふるさと応援団事業 【事業内容等】 全国各地の当町を応援してくれる方と連携し、まちの魅力の発信や体験ツアー等を実施することにより、モノ・ヒト・カネ・チエ等の活発な往来を促進し、好循環を図る。	町	【効果】 町外から当町を応援してくれる方たちとの良好な関係を築くことで、つながりを活かして新たな取組の実施や課題解決等が図られ、効果が継続される。
	・ 人材育成	■ 地域おこし協力隊事業 【事業内容等】 地域振興に意欲のある都市部の人材を協力隊員として採用することにより、産業振興やまちの魅力の発信等が促進するとともに、定住・就業等による地域活性化を図る。	町	【効果】 地域おこし協力隊の活動を通じ、担い手の育成や町民では気づきにくいまちの魅力の発信等が図られ、活動終了後の起業や就業により人材の確保と産業の活性化等が図られる。
		■ 婚活交流事業 【事業内容等】 結婚を望む独身男女の出会い・交流の場を創出するため、イベントを開催することにより、地域の人材育成、後継者問題の解消や移住・定住を促進する。	町	【効果】 後継者等の結婚や配偶者等の移住につながり地域の活性化に効果が続くほか、参加者にまちの魅力がPRされることによる効果が期待できる。

2-2 産業の振興

新型コロナウイルス感染対策の長期化を踏まえ、事業継続を支え、雇用の安定を図るとともに、急速に進展するデジタル化や新たな価値観への対応と、地域資源の価値を高め、連携を強化することにより、地域産業の活性化を図る。

(1) 現況と問題点

○農林業

当町の農業は、地形条件から洞爺高台地区と洞爺下台地区、虻田地区の三つに大別される。恵まれた土壌や気候条件を生かし、洞爺高台地区では畑作専業経営、畑作肉牛複合経営、畑作野菜複合経営、野菜専業経営等が中心となって展開されており、畑作においては、てん菜、長いも、人参、ごぼう、馬鈴しょなど土地利用型農業が営まれ、後継者のいる担い手も多く、安定した農業経営が展開されている。また洞爺下台地区では野菜を中心とした施設園芸や稲作との複合経営、虻田地区では野菜栽培が行われており、それぞれ地域の特色を生かした農業が営まれている。

農業情勢は、諸外国からの農産物市場開放への対応や稲作の転作拡大、米の自由化、農畜産物の生産抑制、価格の低迷など、極めて厳しい状況にある。農家経営の持続的安定を図るとともに、安全・安心の農産物の生産、クリーン農業、国際農場管理基準であるグローバルギャップ（GLOBAL GAP）の認証取得と安全・高品質な農産物の生産・管理を推進し、差別化を図っている。

喫緊の課題として、高収益が見込める根菜類（長芋、ごぼう等）の作付が近年急増し、植付時及び収穫時に用いるトレンチャーに対応する暗渠等が未整備であることから、早急に基盤整備に着手する必要がある。また、洞爺下台地区の財田地区においては、担い手の高齢化が進んでいるため、「財田米」の持続的生産に向けた対策が必要となっている。

畜産については、飼料価格高騰等により酪農、肉牛、養豚等厳しい状況にある。経営費用の節減、合理化に努め、また畑作農家と連携し、堆肥の有効利用も考え合わせながら経営の安定を図る必要がある。

林業については、全町面積の約45%を森林（8,251ha（内民有林7,171ha））が占めている中、山林所有者に不在地主が多数いることから、その整備率は高い状況ではない。また、町有林についても整備率は低い。今後は、森林のもつ水源かん養、保健休養、国土保全、自然環境の保全などの多面的機能の維持増進を図り普及啓蒙と併せ、森林の保全に努めていく必要がある。

○水産業

当町の漁家数は33戸で、水産業の中心はホタテ養殖業であり、漁業生産額の90%以上を占めている。

当町には昭和52年に完成した虻田漁港に加え、「災害に強い漁港」として虻田漁港大磯分区が平成30年に供用開始しており、今後は長寿命化を図りながら両漁港を維持していくこととなっている。

ホタテ養殖業の総生産額は回復傾向にあったが、貝毒による出荷の自主規制により出荷期間が冬期間に限られることや、近年発生している新種の付着物「ザラボヤ」の異常発生に伴う処理対策に加え、平成28年度から原因不明のホタテのへい死が発生し、厳しい経営状況が続いている。

安定した水産経営に向けて、生産性の向上に向けた基盤整備のほか、魚介類の付加価値を高め、販路拡大と流通強化を図るとともに、水産資源の枯渇を防ぐため、種苗生産放流、養殖技術の改善など栽培漁業を推進し、内浦湾（噴火湾）一体となって資源管理型漁業の確立を図る必要がある。

また、内水面漁業については、関係機関と一体なってヒメマス、ワカサギの資源保護を図りながら、ふ化放流事業を実施し、健全な組合運営を確立する必要がある。

○工業

水産加工を主とした食料品製造業を中心とする当町の工業については、水産加工業の企業が減少傾向となっている。

近年は、国の経済政策の効果もあり日本経済は景気回復基調となっていたが、新型コロナウイルス感染症の発生により地方経済は非常に厳しい状況となっていることから、今後は既存の工業振興を促進するとともに、農水産物を利用した地場産業の2次的加工等を研究、検討し、工業の振興を図る必要がある。また、地域の活性化と雇用の場の確保を図るため、地場資源や地域の特性に合った企業誘致を促進する必要がある。

○商業

当町の商業は、虻田地区と洞爺湖温泉地区及び洞爺下台地区の3地区に独立的に商業圏を形成している。近年は、人口減少、自動車の普及、ネット通販の台頭などにより、地域全体での購買力の低下、町外への消費流出により商店経営にとって極めて厳しい状況が続いていることから、個々の商店が消費者ニーズの把握に努め、商品の差別化、独自性など適切な対応を図るとともに、魅力ある店舗・商品等の創出と強化を図っていく必要がある。

○観光

有珠山・洞爺湖に代表される当町は、豊かな自然と多彩な観光資源に恵まれた北海道を代表する観光地である。令和元年9月に洞爺湖有珠山ジオパークがユネスコ世界ジオパークに再認定されたことに加え、令和3年7月には「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する入江・高砂貝塚がユネスコ世界文化遺産に登録となり、世界的に価値が認められている。近年はスポーツ観光にも取り組み、洞爺湖マラソンや北海道ツーデーマーチ、北海道トライアスロンを開催するなど、北海道洞爺湖の魅力の世界に発信し、海外からの参加者も増加傾向にあり、ブランド化が図られつつある。

一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、観光業界は大きなダメージを受け、令和2年度に訪れた観光客は、日帰り客が9万1,843人で前年度比49%減少、宿泊客延数は25万9,444人で前年度比61%減少し、昭和50年度の入込統計開始以来、最悪の数字であった。特に近年大きく伸びていた外国人観光客の宿泊延べ数は4,411人で、前年度比0.2%にとどまった。

また、観光施設も老朽化が進んでおり、今後の活用を見据えた整備が必要となっている。

ウィズコロナ及びポストコロナに向けた、新しい観光スタイルの確立が必要である。

(2) その対策

○農林業

- 生産性の高い自立した農業を確立するため、新規作物及び高収益作物の導入による経営の複合化を進め、農家経営の安定を図る。
- 畑地かんがい施設を活用し、施設農業の推進と良質な農産物の生産振興を図る。
- 道営土地改良事業等基盤整備を推進し、近年の営農スタイルに合った圃場へと転換する。さらに、基盤整備の実施により、農地集約化及び高度化を促進させる。
- 安全・安心の農産物生産、クリーン農業の推進を継続し、G・GAPについても維持継続をサポートする他、都市部でG・GAP対象農作物PR事業を展開し、知名度、付加価値向上に努める。
- 財田米の持続的生産に向けた用水路整備対策とPR戦略を関係機関・農業者とともに取り進め、販売力の強化及び付加価値向上を目指す。
- 農業研修センターにおいて、土壌分析を実施し、農業者に施肥設計等情報を提供する。また、試験圃場を設置し、農業経営を潤す技術の確立を目指すための試験研究を進める。
- 畜産振興を推進するため、優良遺伝子を持った繁殖牛を次代に引き継ぐための保留に努め、繁殖から肥育までの一貫生産体制への改善に努める。
- 森林機能を高めるため、造林事業を推進し、森林資源の適正な管理に努める。

○水産業

- 漁港漁場整備長期計画に基づき、漁港と漁業生産施設の整備を推進する。
- 中間育成放流事業を推進するとともに、ホタテ養殖技術改善に係る施設整備を図り、価格の安定・品質保持等に努め経営の安定化と沿岸漁業の生産向上に努める。
- ホタテ貝養殖業において発生する、付着物の減量化を推進するとともに、付着物、ウロ、貝殻等の漁業系廃棄物の有効利用を促進する。
- ヒメマスやワカサギの種苗生産に関する技術を確立し、増養殖事業を推進することで、資源保護を図り組合運営の安定化に努める。

○工業、○商業

- 道路整備などと連動して、商店街の近代化を図り、町民に親しまれる商店街を形成するとともに、観光客にも親しめる商店街の整備を促進する。
- 「道の駅あぶた」、「道の駅とうや湖」及び「洞爺水の駅」の施設機能の向上や、イベントの開催等により、地場産品の活性化と販路充実に図る。
- 地場産業の育成と特産品開発を進める。
- 地場産品の地産地消を確立し、地元購買力の向上を図る。

○観光

- 洞爺湖有珠山ジオパークをベースとして、有珠山周辺や洞爺湖周辺、内浦湾（噴火湾）沿岸周辺のそれぞれの特性を生かした、施設への誘客、地場産品の販売促進、散策路の活用促進など、魅力ある観光地づくりと広域的な周遊を促すネットワーク構築を推進する。
- 縄文遺跡群を活用した歴史や異文化体験を推進する。
- 北海道登別洞爺広域観光圏による周辺観光地と連携した滞在型観光ルートの形成を推進する。
- 洞爺地区（洞爺水の駅を中心とした周辺地区）の体験交流型観光を図り、洞爺地区温泉源の利用促進と、芸術文化施設等の利活用を図る。
- ポストコロナに向けた観光資源の改善や、海外プロモーションなど、東南アジアを中心とした外国人観光客の積極的な誘致活動を推進する。
- 固定資産税の減免により、宿泊施設・設備の整備促進を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 ・農業	■大原地区畑地かんがい施設更新事業 ■道営農地整備事業（畑地担い手育成型） ■財田・川東地域幹線水路整備事業	国・町 北海道・町 町	
	・水産業	■漁港施設整備事業 ■漁港設備・施設整備費補助事業	北海道・町 町・漁協・	
	(4) 地場産業の振興 ・試験研究施設	■農業研修センター施設改修事業	町	
	(7) 商業 ・その他	■道の駅施設改修等事業 ■多目的人工芝スポーツ施設改修事業 ■洞爺湖文化センター改修事業 ■財田キャンプ場管理改修事業 ■洞爺地区公園施設改修事業（トイレ、観察道、木橋） ■洞爺水の駅改修事業	町 町 町 町 町 町	

	(9) 観光又はレクリエーション	■入浴施設整備事業	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 ・観光	■「洞爺の水」ペットボトル事業 【事業内容等】 ジオ（大地）の最大の恵みである「水」のペットボトルを製造し、PR等に活用を図る。	町	
	・商業	■洞爺湖温泉誘客事業 ■サブカルチャー観光推進事業 ■まちポイント活用事業 【事業内容等】 行政開催の事業等の参加者に地域内の買い物や交通利用時等に使用できる地域ポイントを付与し、外出機会の創出及び町内消費活動の循環を図る。	町・観光協会 町・商工会	【効果】 ユネスコ世界ジオパークの豊かな資源が町内外にPRされ、ジオの恵みへの理解と交流人口・関係人口の拡大による活性化が図られる。
	(11) その他	■洞爺湖有珠山ジオパーク推進事業 ■登別洞爺広域観光圏推進事業 ■外国人観光客誘致事業 ■国内観光客及び修学旅行誘致事業 ■スポーツ観光推進事業	町 町 町 町 町	

（４）産業振興促進事項

（ｉ）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備考
洞爺湖町全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日	

（ii）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

当町の主要産業においては施設の老朽化のほか、高齢化や人口減少等による働き手の確保などが課題となっている。当町の地域資源を有効に活用するとともに、定住自立圏などの他市町村等と連携して行う物流や人の流れの活性化、新たな技術・商品開発の推進等に向け、設備投資等を促進し、圏域としての魅力の向上と相乗効果を高めることにより、地域産業の持続的発展と雇用効果の向上を図る。

- 減価償却の特例を適用する
- 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置を適用する

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された公共施設等の整備については、令和4年3月に改訂した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。

洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記

建築物系施設種別ごとの方針

※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。

(8) スポーツ施設

予防保全的な修繕を施し長寿命化を図りますが、有効な活用方法を検討し、有力なものについては、実施します。

プールについては、経年劣化が顕著となった際には廃止する予定です。

あぶた体育館については、将来的に類似施設との統合等を検討します。

(11) その他（観光施設を含む）

施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、将来的に教職員住宅・町有住宅として利用の見込みのない施設について、転用、譲渡、貸付や解体撤去等を検討します。

2-3 地域における情報化

急速に進展する情報通信技術を活用できる環境整備を促進するとともに、デジタル技術の活用による暮らしや産業、行政における利便性の向上に努める。

(1) 現況と問題点

○電気通信施設等情報化のための施設

当町では、地上デジタル放送移行に伴う難視聴対策の実施や、伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町によるコミュニティFMの開局など、情報通信機能の充実を図り、日常生活に必要な水準の電気通信施設等は整備されているが、光回線の普及や新技術の発展に伴い、高速・大容量の通信を活用したIoTやAIなどが暮らしや経済活動等の様々な分野に導入が進み、今後さらに重要性が増している。

今後も情報通信機器等の安定した運用に努めるほか、利用環境の確保と向上、時代の変化に対応した機器の充実を図る必要がある。

※IoT (Internet of Things:モノのインターネット): モノをインターネットに接続・連携する技術

※AI (artificial intelligence: 人工知能)

○情報化・デジタル技術活用

自治体DX推進計画に基づき、行政手続きのオンライン化、テレワークなど行政のデジタル化を進めるとともに、ICTの人材育成を図っていく必要がある。

※DX (デジタル・トランスフォーメーション): ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面により良い方向に変化させること

※ICT (Information and Communication Technology: 情報コミュニケーション技術)

(2) その対策

○電気通信施設等情報化のための施設

●難視聴対策機器の安定的な運用と更新を図る。

●光回線未整備地区の解消やwi-fi設備等の整備に努め、IoT等が活用できる環境づくりを図

る。

○情報化・デジタル技術活用

- 行政手続きのデジタル化に向けた整備を推進する。
- 取組を確実にするための組織体制を整備する。
- 利便性の向上や効率化等につながるデジタル技術の活用検討や環境整備に努める。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ・ テレビジョン放送等難視解消のための施設	■ 難視対策施設更新事業（地上デジタル放送）	町	
	・ ブロードバンド施設	■ 高度無線環境整備推進事業	町	
	・ その他の情報化のための施設	■ 無線LAN環境整備事業	町	
	・ その他	■ 行政手続きのオンライン化の整備 ■ テレワーク実施に向けた仕組みの整備	町 町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・ デジタル技術の活用	■ 自然環境価値創出事業 【事業内容等】 洞爺湖町の歴史、社会、産業の土台である自然環境について、科学的裏付けのある情報を発信するため、オンライン上でもプラットフォームづくりを行う。	町	
	(3) その他	■ ICT職員の人材育成	町	【効果】 ICT活用により、遠隔地でも自然環境の価値を共有できる関係人口の増加が図られる。

2-4 交通施設の整備、交通手段の確保

道路環境の整備や老朽化対策による安全に利用できる道路交通網を維持するとともに、利用しやすい交通体系の構築により、安全・安心で快適な暮らしの充実と移動の促進を図る。

(1) 現況と問題点

○道 路（道路・橋りょう・その他）

当町は、道内外及び海外から観光客が訪れる北海道屈指の観光地であり、道路網は札幌と函館をつなぐ北海道縦貫自動車道、洞爺湖札幌間の国道230号、室蘭長万部間の国道37号を幹線とし、これに接続する道道6路線及び町道393路線により構成されている。

国道については、国道230号の線形改良や有珠山噴火時の避難道ともなる国道37号のチャス・クリヤトンネルの改善が望まれており、道道については、洞爺虻田線（西廻り）及び洞爺公園洞爺線（東廻り）の整備や、虻田地区における洞爺虻田線（3.4.9インター通）未整備区間の道道昇格と整備が望まれている。

シーニックバイウェイ事業のモデル地区でもあることから、国道、道道とも交通渋滞の解消や観光地にふさわしい景観に配慮した、洞爺湖エリアの道路網整備の推進が望まれている。

町道についても、安心・安全な道路づくりや除雪体制の充実はもとより、防災や福祉・環境・景観に配慮した道路空間づくりに努める必要がある。

また、橋りょうや道路付属施設の老朽化に伴い、施設の点検及び適切な補修を必要とするほか、街路照明（街路灯/防犯灯）について、令和2年12月をもって、製造・輸出入が禁止となった水銀灯の更新が急務となっていることから、数量的（約400基）な問題等もあり、年次計画を持って整備を進める必要がある。

○道路整備機械等

冬期における安心で安全な町道の交通網を維持する上で、除雪体制の充実が不可欠である。特に雪寒機械の特殊車輛（重機）については、冬期の生活路線を確保する上で欠かせないものであるが、車輛の一部は老朽化が著しく、年次計画を持って更新を進める必要がある。

○鉄道

JR室蘭本線は、人口減少等により利用客数が伸び悩んでいるが、道央、道南を結ぶ重要な公共交通機関であり、近隣市町への通学や通院のほか、観光客の移動手段として利用されている。利用客数が減少傾向にあることや、今後、2030年の北海道新幹線札幌延伸なども踏まえ、2次交通アクセスや利便性などの機能充実が必要である。

○バス、タクシー

バス交通は、町内外を結ぶ路線バスと、交通空白地域を補完するコミュニティバス・コミュニティタクシーが運行しており、タクシーも利用可能となっている。便数の少なさや乗継の不便さ、移動距離の長さ、利用者の減少等に伴う赤字の増加などの課題があるが、高校生や高齢者等、交通弱者の生活や観光利用にも必要な移動手段の確保と利便性の向上、利用促進が必要である。

○電気自動車急速充電設備

電気自動車の普及に伴い、当町内には急速充電設備が公共施設に3か所、民間事業所に3か所の計6か所が整備されている。安定した充電環境を継続していくため、急速充電設備の確保が必要である。

(2) その対策

○道 路

●国道、道道については、関係機関と協議を進め整備促進を図る。

- ・国道37号トンネル改修
- ・国道230号の線形改良、交通安全施設等の整備
- ・道道洞爺虻田線整備事業（3.4.9インター通、とうや湖ぐるっと一周西廻り線）
- ・道道洞爺公園洞爺線整備事業（とうや湖ぐるっと一周東廻り線）
- ・道道豊浦洞爺線歩道拡幅整備事業（洞爺町市街地）

- 主要町道の改良舗装と歩道設置を実施し、未改良区間の改良整備を推進する。
- 冬期間の安全な通行の確保に努める。
- 環境（省エネ効果）に配慮した、低炭素化社会の実現に向け、水銀灯のLED化を計画的に進める。

○道路整備機械等

- 冬期間の安全な道路環境の維持に不可欠な雪寒機械（特殊車両）を計画的に更新する。

○公共交通（鉄道、バス、タクシー等）

- 住民ニーズを踏まえ地域を結ぶ、持続可能で利便性の高い公共交通の確保を図る。

- ・生活路線等の維持・確保
- ・MaaSの検討
- ・地域交通の再編検討（地域公共交通計画の作成）
- ・交通施設の維持、改善（車両、駅、停留所等）

※MaaS（Mobility as a Service:移動のサービス化）デジタル技術で様々な交通サービスを円滑に結び付け、より便利な移動を実現する仕組み

○電気自動車急速充電設備

- 電気自動車の普及に対応した急速充電設備の確保に努める。

（３）計 画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 ・道路	■ 虻田地区環境整備事業 ■ 洞爺湖大通り線、遊歩道整備事業 ■ その他道路改良事業	町 町 町	
	・橋りょう	■ 橋梁長寿命化計画修繕事業	町	
	・その他	■ 町道照明器具LED化更新事業	町	
	(8) 道路整備機械等	■ 雪寒機械更新事業	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 ・公共交通	■ 地域公共交通確保事業 ・生活路線バス維持事業 ・コミュニティバス・タクシー運行事業 ・買い物支援バス運行事業 ・地域公共交通計画の作成 ・高齢者等交通費助成事業 【事業内容等】 バス等の交通手段を確保・改	町	【効果】 外出機会や日常生活に必要な基盤が確保されることで、生活利便性が保たれ、町民生活の安定が図られる。また観光客等の利用や外出によ

	(10) その他	善するとともに、利用促進を図ることにより、生活基盤の安定と町民等の外出機会や日常生活の充実を図る。 ■電気自動車急速充電設備整備事業	町	る高齢者等の健康や生きがいなどの効果も持続される。
--	----------	---	---	---------------------------

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された公共施設等の整備については、令和4年3月に改訂した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。

洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記

インフラ施設種別ごとの方針

※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。

2. インフラ系施設の管理に関する基本方針

橋梁については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めていきます。

その他のインフラ系施設については、洞爺湖町まちづくり総合計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

(ア) 構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指したアセットマネジメントによる取り組みを推進します。

(イ) 人口減少や人口構造の変化を見据え、保有するインフラ系施設の利用状況に応じて、施設の廃止・縮小を進めます。

(ウ) 今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減します。

(エ) 役割や機能、特性に合わせ補修、更新の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を図ります。

(オ) 既に策定されている各計画を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。

(1) 道路

予防保全的観点からの適切な補修・補強を行い、長寿命化を図ることで効率的、合理的な維持管理を図ります。

(2) 橋梁

洞爺湖町橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁の長寿命化及び修繕・架換えに係わるコスト縮減を図るなど、計画的な維持管理を行います。

2-5 生活環境の整備

町民の住みよい生活の安定を図るため、生活に必要なインフラ施設の計画的な整備、更新や環境の整備を進めるほか、地域の防災意識の向上や防災資機材の充実等により、防災力の強化を図る。

(1) 現況と問題点

○水道施設（上水道・簡易水道）

令和3年3月末現在の水道普及率は虻田地区上水道事業で99.7%、洞爺地区簡易水道事業については95.3%となっている。

洞爺湖の湖水を水源とする月浦浄水場は、虻田地区全域への安定供給に必要な水量を確保しており、予備水源としては泉湧水も確保している。

また、洞爺地区の簡易水道事業は十太川湧水を水源として、洞爺地区のほとんどの地域に給水を行っている。

快適で健康な住民生活に不可欠な安全で良質なおいしい水の安定供給を図るため、施設の適正管理や緊急時への対応、水源及び周辺地域の環境保全に努めるとともに、老朽管布設替えをはじめとする各種水道施設（上水道、簡易水道）の整備を進めることが必要である。

○下水道施設

令和３年３月末現在の水洗化率は虻田地区で８４．４％、洞爺湖温泉地区で８９．４％、洞爺地区については８６．３％となっている。

洞爺湖や河川、海域の水質保全を図ることにより自然環境を守り、また、清潔で快適な居住環境を確保するため、公共下水道の普及促進、関連施設の整備及び長寿命化計画に伴う更新に努めなければならない。

その他の計画区域外においても合併処理浄化槽の設置促進に努めることが必要である。

○廃棄物処理施設

一般廃棄物の処理は、平成１４年１２月から西いぶり広域連合の廃棄物処理施設にて処理している。家庭系一般廃棄物については、ごみの排出抑制及び再資源化を図るため、住民、町内各種団体の協力により、分別収集の徹底や資源ごみのリサイクルなどにより廃棄物の適正処理に努めている。

現有施設については、施設の老朽化や保守管理委託業者との契約満了に伴い、広域連合構成市町において延命化・施設更新等の協議を重ね、新設による更新が有利であるとの協議結果に基づき、令和４年度から令和６年度において中間処理施設新規建設工事を行う計画となっている。

また、分別による生ごみの処理は、地域循環型社会に向けての取組を推進するため、平成１５年度「機械処理方式」による堆肥化システムを導入し稼働してきたが、主要設備の故障等が多く、また耐用年数の問題等もあり、平成２８年度より持続可能な処理方式である「攪拌方式」として設備の更新を行い再稼働し現在に至っている。しかし、建物自体の老朽化も著しく、改修が必要となっている。

○火葬場

虻田火葬場は昭和５０年度に整備され、現在年間１００件程の利用がある。老朽化や施設の規模などの課題があるが、令和２年１１月に「洞爺湖町火葬場維持管理計画」を作成し、長寿命化に努めている。令和３年４月１日より西胆振行政事務組合（伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町）で伊達市に新設した「伊達火葬場」も利用可能となっている。

○消防施設

消防体制は、西胆振１市３町で構成する一部事務組合により常備消防を組織しており、当町には支署及び出張所が設置されているが、広域消防組織の再編などを見極めながら、地域の消防体制の確立と安全安心のまちづくりを進めている。

人口が減少していく中であっても、高齢者の増加による救急搬送の増加、激甚化・頻発化する自然災害への対応など、消防に求められるニーズは多様化・複雑化してきていることから、消防体制の高度化・専門化を進めなければならない。

○公営住宅

公営住宅は令和２年度末現在、６３棟、７５７戸を維持管理しているが、入居者の高齢化や空き家も生じてきている。現在、洞爺湖町長寿命化計画に基づき老朽化が進んでいる住宅の修繕を計画的に進めているが、少子高齢化を迎え、人口の減少や財政難などの現状を勘案し、既

存公営住宅の有効活用を含め、多様な世帯ニーズに対応可能な住環境の整備を進める必要がある。

○防災

人口減少社会における持続可能な防災体制に向け、「自助・共助・公助」の枠組みを確立し、地域と連携した町全体の防災体制の構築を進めている。

人口減少や高齢化は自主防災組織の形成や防災活動の低下など、全てに関わる問題となっているが、特に高齢者などは防災への関心が低い状況にあり、自助・共助に対する意識の向上を図らなければならない。

○公園

虻田地区及び洞爺湖温泉地区においては、都市公園として10か所(48.61ha)、その他の公園として7か所(9.83ha)、洞爺地区にはその他の公園として7か所(7.43ha)を有している。

公園は、緊急避難の場所、異種土地利用の分離、都市景観美化修景等の存在効果としての役割を持っており、また、利用効果として心身の健康増進、スポーツ、レクリエーション、コミュニティ活動の場としての役割を持っている。その役割を、住民のみならず観光客にも生かせるよう全体的な管理体制を推進する必要がある。また、近年公園施設の老朽化が進んでいる。

○その他

虻田地区市街地は内浦湾（噴火湾）に面しており、海岸線に沿って町道（海岸通り線）や主要幹線道路である国道37号、JR洞爺駅、住宅やスーパー等がある。まちの中心地でもあり、台風や高潮等に伴う越波により、道路の通行止めや住宅等への被害の発生が懸念されている。

（2）その対策

○水道施設（上水道・簡易水道）

- 水源及びその周辺環境保全を図りながら、石綿セメント管をはじめとする老朽管の更新などにより、安全でおいしい水道水を確保する。
- 災害に強い管路網及び耐震化の整備を計画的に実施する。
- 公有水域の水質保全、生活環境の改善、及び浸水地域の雨水排除を図るため、汚水、雨水施設の計画的な整備を促進する。
- 適切な施設の維持管理を行うことにより、水環境の保全に努める。

○下水道施設

- 処理開始区域内住民の理解と協力を得ながら、トイレの水洗化などを積極的に促進する。
- 公共下水道計画区域外の地域における生活環境の改善について、地域に応じた手法により整備する。

○廃棄物処理施設

- 適切な廃棄物処理を維持するため、西いぶり広域連合構成市町による廃棄物処理施設の新規建設や生ごみたい肥化施設の改修等を進める。
- 行政と住民の相互協力により、生ごみの堆肥化、古紙、空きびん、空き缶回収による再生利用など、リサイクル活動を推進し、ごみの減量化を図る。

○火葬場

- 「洞爺湖町火葬場維持管理計画」に基づき虻田火葬場の改修等を行い、町内での利便性の維持に努めるとともに、伊達火葬場の利便性の均衡を図る。

○消防施設

- 消防・救急・救助への高い技能と豊富な経験を併せ持つ「専門職集団」として、施設や設備の適切な更新を図り、様々な災害に対する訓練の充実や質の高い行政サービスを提供する人材の育成を図る。

○公営住宅

- 洞爺湖町長寿命化計画に基づき、老朽化が進んでいる住宅の修繕を計画的に進める。
- 既存公営住宅の有効活用を含め、多様な世帯ニーズに対応可能な住環境の整備を進める。

○防災

- 人口減少、高齢化がますます進展する中で、地域の特性を考慮しながら自主防災組織の設立を促進するとともに、防災活動に関する普及・啓発を実施し、自主防災に対する意識の向上を図る。
- 避難行動要支援者名簿の作成・活用や避難場所の確保、避難経路等の確認・周知を図る。
- 避難所生活が困難な高齢者等の福祉避難所や宿泊施設避難所での救援・救護活動の拡充に努める。

○公園

- 安全で快適な利用環境を維持していくとともに、設備等の充実や有効活用に努める。

○その他

- 越波被害の発生防止と海浜地・背後地の保全を図るため、海岸保全区域の護岸整備等に努める。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 ・上水道	■ 虻田地区水道施設整備事業	町	
	・簡易水道	■ 簡易水道施設整備事業	町	
	(2) 下水処理施設 ・公共下水道	■ 公共下水道施設整備事業 ・下水道施設維持管理修繕 ・下水道ストックマネジメント計画策定 ・下水処理場改築更新工事 ・合併処理浄化槽設備整備事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設	■ 特環下水道施設整備事業 ・下水道施設維持管理修繕 ・下水道ストックマネジメント計画策定 ・下水処理場改築更新工事 ・合併処理浄化槽設備整備事業 ■ 西いぶり広域連合ごみ処理施設更新事業	町 広域連合・町	

	(4) 火葬場	■生ごみ堆肥化施設改修事業 ■火葬場施設改修事業	町 町	
	(5) 消防施設	■消防車両更新 ・洞爺湖救急1高規格更新 ・屈折はしご車更新 ・洞爺湖1号更新	町・行政事務組合	
	(6) 公営住宅	■町営住宅長寿命化改修工事 ■町営住宅老朽化施設解体工事	町 町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 ・防災・防犯	■自主防災組織の設立及び活動支援 【事業内容等】 自主防災組織の設立や活動の支援として、勉強会・訓練等の開催支援や、活動に必要な物品等の整備に対する助成を行うことにより、安全で安心した暮らしの実現を図る。	町	【効果】 地域住民の防災意識が高められるとともに、災害発生時の速やかな避難行動や避難行動要支援者への対応につながるなどの効果がある。
	(8) その他	■虻田前浜護岸整備事業	北海道・町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された公共施設等の整備については、令和4年3月に改訂した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。

洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記

建築物系施設種別ごとの方針

※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。

(4) 公営住宅

洞爺湖町営住宅等長寿命化計画に基づき建物の予防保全的な維持管理、長寿命化のための改善等を推進し、適切な管理を行います。

洞爺湖町では少子化・高齢化が進行するなか、特に、町営住宅等において入居者の高齢化が進んでいることから、高齢社会に対応した町営住宅等の整備が必要となっています。

また、建物の老朽化が進んだ町営住宅等の解消や良質な住宅ストックを維持していくため、計画的な住宅・住環境の整備や適正な維持管理が求められています。

そのため、住宅に困窮する低所得者に対する住宅供給により、住宅セーフティネットとして町民の暮らしの安定を確保することを最大の目的としながら、社会情勢等をふまえた適正な戸数の町営住宅等の供給、計画的な既存住宅ストックの更新や適切な維持・管理、高齢者等の暮らしに配慮した居住環境整備など、良質な住宅ストックの形成を目指します。

2. インフラ系施設の管理に関する基本方針

橋梁については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めています。

その他のインフラ系施設については、洞爺湖町まちづくり総合計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

（ア）構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指したアセットマネジメントによる取り組みを推進します。

（イ）人口減少や人口構造の変化を見据え、保有するインフラ系施設の利用状況に応じて、施設の廃止・縮小を進めます。

（ウ）今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減します。

（エ）役割や機能、特性に合わせ補修、更新の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を図ります。

（オ）既に策定されている各計画を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。

（３）公園

公園利用者の安全性確保及びライフサイクルコスト縮減を図るなどして、適切に維持管理を行い、施設の延命化を図ります。

（４）水道

上水道については公営企業として、将来にわたり持続可能な事業経営を維持するための資産管理に取り組み、中長期的な視点に立った計画的、効率的な施設の整備、更新を進めて行きます。

下水道については、資産管理に取り組み効率的、計画的に予防保全を行い、長寿命化を図り、将来への財政負担の縮減及び平準化を図ります。

２－６ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めるとともに、保健・福祉・介護・医療・住民の連携によるきめ細やかなサポート体制やサービスの確保を図る。

（１）現況と問題点

○子育て環境の確保

当町の年少人口は出生数の減少等により減少傾向となっており、子どものいる世帯の比率も全国、北海道と比較して低い状況となっている。一方、女性の就労率が８割を超えており、北海道平均よりも高い状況で、０歳児から３歳未満児童の保育需要も多いが、保育士などの人材の確保は厳しい状況がみられる。

出生数や年少人口の減少抑制を図るため、安心して子育てに関する相談や子どもを預けられる体制に加え、子育てに係る負担の軽減や環境の整備などによる子育てしやすいまちづくりを進めていくとともに、子どもの視点に立って地域全体で子どもや家庭を守り支えていくことが重要となっている。

妊娠期から子育て期に渡るまでの切れ目のない支援体制の構築として令和３年４月に子育て包括支援センターを開設したほか、町内には公設保育所が４か所、民間幼稚園が１か所、子育て支援センターや児童発達支援・放課後等デイサービス事業所も開設されている。家庭や地域社会、福祉・保健・教育などの関係機関が連携し、子育て支援の充実などに取り組む必要がある。

○健康づくり

当町は、高血圧や腎臓疾患など生活習慣病を原因とする疾病を発症する住民が多いことから、健康づくりに関する啓発活動をはじめ、健康診査受診率の向上や健康教育、健康相談などを推進

し、疾病の早期発見・早期治療に努めている。今後も、住民の健康意識の高揚と自主的な健康づくりを促進し、関係部門が連携を図った中で、体系的な保健サービスを推進していく必要がある。

○高齢者福祉、介護予防

当町では、「団塊の世代」を中心として、高齢化率は41%を超えて超高齢社会に突入している。今後も高齢化が更に進展し、「団塊の世代」が75歳になる令和7年に向かって、高齢化率は増加傾向での推移が予想されている。

地域では、高齢化の急速な進展に伴い、ひとり暮らし高齢者、老々介護など的高齢者のみの世帯の孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担の増加やそれに伴う高齢者虐待などの危険性の問題に対して、社会全体でどのように取り組んでいくのかが、引き続き大きな課題となっている。

高齢者福祉施策の推進と合わせて、ボランティアや地域住民の支え合いにより、孤立しがちなひとり暮らしの高齢者等に対する見守りや、日常的な助け合い活動、また生きがいづくりなどの対策を活性化させていくとともに、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化を進めていく必要がある。さらに、この地域包括ケアシステムを中核的な基盤として、制度・分野ごとの縦割りや、支える側・受ける側という関係を超えて、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指す必要がある。

近年、コロナ禍で外出の機会が減少したことで、身体機能や認知機能の低下が進みフレイル状態を招きやすい情勢にあることから、より一層介護予防活動を推進していく必要がある。また、虐待の防止として町独自に作成した対応マニュアルをもとに相談や早期発見、適切な対応を行うほか、認知症高齢者の増加に伴い、財産や金銭の管理が不十分になった方に対して適切な支援を行うことができるよう、関係機関と連携した対応を行うなど、高齢者や障がい者の権利を擁護する支援を今後も継続していくことが求められている。

一方、当町においては医療福祉施設が充実しており、従業員数が多い産業構造となっているが、介護人材不足の状況はますます厳しくなっており、令和7年以降は現役世代（地域社会の担い手）の減少が顕著となり、高齢者介護を支えるリソース（資源）の確保が大きな課題となっている。介護サービス利用者へ提供するサービスの質・量の向上のために、若い世代からの介護人材の裾野を広げ、資格を取得しながら適切にキャリアアップしていけるように、介護人材の確保・育成・定着に向けた支援が必要となっている。

※フレイル：健康な状態と要介護状態の中間に位置し身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のこと。虚弱状態。

○障がい者福祉

当町には、障がい福祉サービス事業所として、重度の障がいがある方が入所する障がい者支援施設が1か所、地域で生活する方が入居するグループホームが11か所あるほか、日中活動を支援する生活介護事業所が3か所、就労継続支援B型事業所が2か所あり、さらには、在宅生活をされる方のホームヘルプなどを行う居宅介護事業所が2か所ある。また、相談支援事業所は1事業所に委託しており、関係機関との連携によりきめ細やかな障がい福祉サービスを提供している。

今後も充実したサービスを提供していくためには、相談支援事業所の充実や、安定した相談体制の確保が求められる。課題として、地域移行支援や成年後見制度の利用促進があげられるほか、精神障がい者等の在宅での生活が困難な方への支援が求められている。

（2）その対策

○子育て環境の確保

- 保育などの安心して子どもを預けられる体制の確保と、公園や子育てサロンなどの家族で楽しめる施設等の充実に努める。
- 児童数の減少や防災上の観点から統合移築が必要な保育所の整備を図る。

- 子育てへの不安や孤立感を抱え込まないよう、きめ細やかな相談支援の早期実施と充実を図る。
- 子育てに係る経済的負担の軽減などの子育て支援サービスと情報発信・情報共有の充実に努める。
- 中学生以下の医療費やインフルエンザ予防接種費用の無料化など、心配なく医療等を受けられる環境整備により、罹患及び重症化の予防を図る。

○健康づくり

- 健診や相談業務の拠点となる健康福祉センターさわやか、洞爺ふれ愛センターの施設機能を持続するため、計画的に改修等の整備を図る。
- 健康診査・健康相談等の受診を積極的にPRし、疾病の早期発見・早期治療を図る。

○高齢者福祉、介護予防

- 介護保険制度における介護予防訪問介護・介護予防通所介護の地域支援事業への移行による介護予防施策とあわせた事業を推進する。
- フレイルを予防するため、介護予防事業を推進する。
- 保健・福祉・医療と地域住民が連携し、高齢者個人の自立支援・重度化防止に対する支援の充実とそれを支える地域の支援体制の充実（介護予防教室や地域ケア会議の充実）を図る。
- 保健・医療・介護・福祉の関係機関が協働し、地域包括ケアシステムの構築を図る。
- 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の方への効果的な支援と相談機能の充実を図る。
- 高齢者虐待のない町を目指し、普及啓発の他、早期発見、支援を行い高齢者の権利擁護を図る。
- 高齢者の生きがいと健康づくりのために、老人クラブや高齢者事業団の活動を推進する。
- 必要となる介護人材の確保に向け、国や北海道と連携し、介護者の処遇改善、新規参入やボランティア等多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等に努める。

○障がい者福祉

- 地域生活支援拠点を中心に障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた支援の提供を図る。
- 緊急時の迅速・確実な相談支援を実施し、地域における生活の安心感を高める。
- 体験の機会の提供を通じて、地域移行をしやすくする支援を提供する体制整備を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 ・ 保育所 (7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター (8) 過疎地域持続的発展特	■（仮称）あぶた保育所整備事業 ■ 洞爺ふれ愛センター改修事業	町 町	

	別事業 ・ 児童福祉	■出産祝金支給事業 【事業内容等】 次世代を担う子どもの出産を祝福するとともに、児童の健全な発育及び福祉の増進を図るため、出産祝金を商工会発行の地域振興券をもって支給する。 ■子ども医療助成制度拡大事業 【事業内容等】 乳幼児医療費の助成対象者を高校生まで助成枠を拡大し、入院・通院等の医療費を助成することで、安心して子育てのできる環境づくりを図る。 ■インフルエンザワクチン接種助成事業 【事業内容等】 インフルエンザ予防接種費用の中学生以下の無料化により、インフルエンザの罹患及び重症化の予防を図る。	町	【効果】 育児等に必要経費の負担軽減により、子どもや子育て世代の定住につながり、地域の賑わいや活性化が図られる。
			町	【効果】 子どもの医療に係る経費の負担軽減により、早期治療や、重篤化の防止が図られる。また、子どもや子育て世代の定住につながり、地域の賑わいや活性化が図られる。
			町	【効果】 経費の負担軽減により、子どもの罹患や重篤化の防止が図られる。また、子どもや子育て世代の定住につながり、地域の賑わいや活性化が図られる。
	・ 高齢者・障がい者福祉	■高齢者入浴助成事業 【事業内容等】 70歳以上の高齢者を対象に、町営浴場及び民間温泉施設での入浴料金の軽減を図ることにより、高齢者の健康増進や外出を促進する。	町	【効果】 高齢者が温泉を手軽に楽しめることにより、高齢者の閉じこもりの防止や、健康増進、コミュニケーションなどが図られ、まちの魅力の向上につながるなどの効果が持続される。
	(9) その他	■高齢者等生活支援事業 ・ 配食サービス ・ 緊急通報装置設置事業	町	

		・福祉有償運送等サービス ■介護予防・生きがい活動支援事業 ・ふれあい交流会 ■高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ・高齢者運動会 ・老人クラブ活動費助成事業 ・高齢者事業団訪問開拓員派遣事業	町 町	
--	--	---	------------	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された公共施設等の整備については、令和4年3月に改訂した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。

洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記

建築物系施設種別ごとの方針

※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。

(10) 福祉施設

施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、余剰スペースがある場合には他の公共施設の機能を移転集約するなど、施設の有効活用や町民の利便性の向上を図る。また、耐用年数が経過している施設については解体撤去等を含め検討します。

2-7 医療の確保

多様化・高度化する地域医療に対する需要に対し、広域的な連携も含めた医療提供体制の確保・充実と医療従事者の確保に努め、医療提供の継続を図る。

(1) 現況と問題点

当町の医療体制は、病院2か所、診療所6か所（1か所は介護福祉施設に併設）、歯科診療所が4か所あり、地域医療に大きく貢献している。また、病院2か所においては、24時間体制で地域の一次救急医療を担っている。

令和3年1月に1病院が認可病床数を199床に減少したが、訪問診療の開始や地域包括ケア病棟の開設等現在の医療ニーズにあった医療支援体制を構築している他、令和元年4月に在宅療養支援診療所が町内に開設されたことで、最期まで自宅で過ごしたいという住民の想いに沿うことができる地域の医療体制が整いつつある。これらの支援関係機関と連携して普及啓発を実施し、病気や障がいがあっても安心して続ける町を目指す地域包括ケアシステムの構築を進めていくことが求められている。

反面、都市部への医師などの集中により、地方での医療従事者の確保は非常に厳しい現状となっている。

高齢化の進展や生活習慣病の増加等に伴い、地域医療に対する需要は多様化・高度化する傾向にあるほか、地域住民に対し安全・安心の提供や安心して子どもを産み、育てることができる医療環境を整えるためにも、医師など医療従事者、特に、産婦人科や小児科等の専門医の確保が喫緊の課題となっており、西胆振二次医療圏を中心に広域的な連携のもとで、医療提供体制の充実を図る必要がある。

(2) その対策

- 一次・二次医療体制の充実を促進する。
- 医療需要に対応した医療従事者の確保に努める。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(4) その他	■救急診療体制等支援事業 ■広域救急医療対策事業（負担金） ■小児救急支援事業（負担金） ■救急医療啓発普及事業（負担金） ■夜間急病センター事業（負担金） ■周産期医療確保支援事業（負担金）	町 町 町 町 町 町	

2-8 教育の振興

安全で快適な学校教育環境の整備や、学校・家庭・地域と連携した学習環境づくり、支援の充実等を推進するほか、地域活動やスポーツ活動等の拠点となる施設の効果的な活用と整備等により、子どもたちの育成と地域の活性化を図る。

(1) 現況と問題点

○学校教育関連施設等

当町には虻田地区、洞爺湖温泉地区、洞爺地区に小学校が各1校、中学校は虻田地区、洞爺地区に各1校あり、児童生徒数は減少傾向にある。また高等教育においては、町内には北海道立の高等学校が1校あるが、伊達市や室蘭市など近隣の高等学校等へ進学する生徒が多い。

当町における学力向上など教育課題に対し、小中学校の教職員、PTA代表、行政職員等で組織する洞爺湖町教育改善推進委員会から提言を受けた、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の調和的な発達により、「生きる力」を身に付け、社会的人間としてよりよく生きようとする子どもたちの目指す姿の実現に向け、取組を進めている。

小中学校等の耐震化は、平成27年度に町内小中学校すべての耐震化工事が完了しているが、洞爺中学校の体育館は吊天井であり、非構造部材の耐震化工事を行う必要がある。また、各小中学校は、老朽化による学校の屋根及び外壁の大規模修繕や、水捌けの悪いグラウンドの改修が必要となっているほか、今後少人数学級なども踏まえた対応が必要となっている。

教職員住宅についても、老朽化が進み計画的な補修が必要となっている。

スクールバスは、洞爺地区、花和地区を含めた洞爺湖温泉地区で運行をしており、スクールバスの車両は、耐用年数を経過したバスも多く、計画的な更新が必要となっている。

学校給食については、町村合併当初から虻田給食センター及び洞爺給食センターの2施設体制でこれまで運営してきたが、児童生徒数の大幅な減少や施設・設備の老朽化対策が必要となるなど状況が大きく変化しており、効率的な運営とともに安全・安心な給食提供を図るべく、学校給食センターの統合を含めた今後の方向性の検討を進めている。

道立虻田高校は、入学者数の減少により、平成26年度から地域キャンパス校となり、学校の存続に向けた取組が必要となっている。

○集会施設、体育施設等

当町には町内に24か所の集会所があり、各自治会の活動拠点として活用されているほか、虻田ふれ合いセンター、あぶた母と子の館、洞爺総合センターなどの施設を利用し、社会教育事業や文化活動、コミュニティ活動が行われている。また、虻田体育館や月浦運動公園、テニスコートなどのスポーツ施設は、スポーツを通じた健康増進や仲間との交流の場としての役割を果たしている。

集会施設については老朽化が進み、耐用年数を過ぎた施設も複数存在している。

(2) その対策

○学校教育関連施設等

- 小中学校の大規模改修等の計画の策定と計画に基づく計画的な整備を図るとともに、非構造部材の耐震化を実施する。
- 教員住宅の適正な維持管理に努める。
- スクールバス車両を計画的に更新し、小中学生の通学を維持する。
- 老朽化が進む給食センター施設を適切に維持管理していくとともに、統廃合に向けた協議を進め、安全・安心な給食提供を継続する。
- 北海道立虻田高等学校の存続に向けた支援に努める。
- 近隣市町の高等学校への通学に係る負担を軽減するなど、高等学校への進学環境の改善に努める。

○集会施設、体育施設等

- 集会施設を適切に維持管理していくとともに、老朽化の状況と今後の人口減少や利用を踏まえ、長寿命化や他施設との機能集約による活動場所の確保と機能充実等に努める。
- 学校以外の学びの場の創出や地域の特性を生かした社会教育活動、コミュニティ活動、スポーツ活動等を促進する。
- 社会教育施設、体育施設等の適切な維持管理に努めるとともに、施設の効果的な活用に向けた検討と整備を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	・校舎・屋内運動場・屋外運動場・水泳プール	■小中学校長寿命化改修事業 ■洞爺中学校体育館吊天井改修事業 ■小中学校空調設備整備事業 ■中学校移転に伴う改修工事	町 町 町 町	
	・教職員住宅	■教員住宅の補修	町	
	・スクールバス・ポート	■スクールバス購入事業	町	
	・給食施設	■洞爺給食センター外壁張替工事	町	

		■学校給食センター統合整備事業	町	
	(3) 集会施設、体育施設等 ・集会施設	■集会所施設改修・更新	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 ・その他	■洞爺地区等高校生通学費助成事業 【事業内容等】 洞爺地区等から胆振西学区等へ通学する高校生に対し、通学や下宿にかかる費用を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、生徒就学の機会を確保する。	町	【効果】 保護者の経済的負担の軽減により、進学の選択肢の幅が広がるなど、教育環境と子育てしやすい環境の整備が図られることで、高校進学を契機とした世帯転出の抑制などに効果がある。
	(5) その他	■虻田高校への支援	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された公共施設等の整備については、令和4年3月に改訂した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。

洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記

建築物系施設種別ごとの方針

※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。

(5) 学校教育施設

小・中学校は当分の間、施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図ります。将来的には、施設の老朽化の状況などに合わせて、適正配置の検討を進めます。

洞爺湖町学校施設長寿命化計画では、以下のように基本方針を定めており、この基本方針に準じて管理を行っていきます。

①児童生徒数の変化に応じて学校施設の適正配置を図り、改築時に他の公共施設との集約化について検討するなど、公共施設総量の適正化を考慮した整備方針を検討する

②劣化状況や施設の利用状況等をふまえ、改築、長寿命化改良、計画的な修繕による維持管理など、施設を長く維持するために適切な整備手法を選択する

③日常点検や定期点検などを通じて建物の劣化状況を定期的に把握し、施設の安全性確保や予防保全型の維持管理に努める

④新学習指導要領や社会の変化に対応し、児童生徒の学習環境を向上させるための機能性向上について十分検討し、必要に応じた改修などを行う

(7) 社会教育・コミュニティ施設

施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図ります。また、利用率の極めて低い施設については、用途を廃止し、譲渡又は貸付を検討します。さらに耐用年数が経過している施設等については複合施設として統合や解体撤去等を含め検討します。

2-9 集落の整備

生活サービス機能の複合化や施設等の近接化とともに、移動の円滑化を図ることにより、生活機能の維持と利便性の向上を図る。

(1) 現況と問題点

当町の集落は、虻田地区の JR 洞爺駅周辺、洞爺湖温泉地区のバスターミナル周辺、洞爺地区の洞爺水の駅周辺に市街地が形成されており、この市街地を拠点に小さな集落が点在している。町内に 48 自治会が形成され、自治会単位や地区単位によりコミュニティが形成されている。

各集落とも高齢化と人口減少が進んでおり地域力の減退が懸念されるほか、市街地であっても洞爺湖温泉地区、洞爺地区では買い物が困難となっている状況にもある。集落と市街地、市街地と市街地が遠く離れており、自家用車などの移動手段がない高齢者等には厳しい状況となっている。

(2) その対策

- 集落の拠点となる市街地に移動の円滑化も踏まえて公共施設や生活サービス機能を集約させ、生活利便性の向上に努める。
- 地域のコミュニティ活動の促進に向け「地域担当職員」を配置して、自治会活動への助言と支援を行う。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集 落再編整備	■施設機能の集約化、複合化 ■施設の近接化	町 町	

2-10 地域文化の振興等

縄文遺跡や洞爺湖芸術館などの資産の整備・活用を促進するとともに、地域の歴史や文化に触れ、理解を深める機会の充実などにより、文化振興を図る。

(1) 現況と問題点

○地域文化振興施設等

当町では芸術発信の拠点となる洞爺湖芸術館や湖畔の彫刻群のほか、文化財や縄文遺跡群、アイヌ文化など、この地域ならではの歴史と文化を有している。これらの地域文化に親しむ機会の充実を図るとともに、様々な芸術・文化活動の推進が求められている。また、地域文化を後世に伝えるために、地域の歴史や文化などの正しい理解と保存、伝承を図ることは重要である。

洞爺湖芸術館では、道内の作家を中心に展覧会を通して、町内外に向け芸術鑑賞の機会を提供し、芸術文化活動の促進を図り、地域の文化振興を進めているが、一方で、施設の機能が所蔵作品を保存管理する上で適している環境にない状況となっている。

また入江貝塚、高砂貝塚については施設と周辺環境の整備が令和3年度でほぼ完了する予定となっている。「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録されたことも踏まえ、来訪者等の受入体制を整備するとともに、さらに町民の郷土史への理解を深め、機運醸成を図ってい

く必要がある。また、今後の調査研究や来訪者等への理解を深めるための必要な整備を随時行っていく予定である。

(2) その対策

○地域文化振興施設等

- 町民の自主的な芸術・文化活動を支援し、各種文化団体や文化活動指導者の養成に努める。
- 洞爺湖芸術館における展覧会事業等を通じて芸術文化に触れる機会の拡充を図るとともに、計画的な施設改修等による所蔵する作品の保存管理対策を講じる。
- 獅子舞等の指定文化財の保存・普及活動を促進するとともに、埋蔵文化財と包蔵地の適切な保存管理を図る。
- 入江貝塚、高砂貝塚、入江高砂貝塚館の周辺環境を含めた整備を図る。
- ユネスコ世界文化遺産となる「北海道・北東北の縄文遺跡群」の情報発信の取組を4道県と推進するとともに、保全管理と活用を図る。
- 郷土の歴史や文化等を学ぶ機会の充実を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等 ・地域文化振興施設	■史跡入江・高砂貝塚保存整備事業 ■洞爺湖芸術館改修事業	町 町	
	(3) その他	■アイヌ文化伝承継承事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載された公共施設等の整備については、令和4年3月に改訂した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。

洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記

建築物系施設種別ごとの方針

※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。

(9) 町民文化施設

施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、利用が固定化している施設については、他の施設への移転集約を含め、施設の有効活用を図り耐用年数が経過している施設については解体撤去等を含め検討します。

2-11 再生可能エネルギーの利用の推進

地球温暖化防止に向け、当町の自然特性を生かした再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、意識啓発や省エネ設備の導入等により温室効果ガス削減を推進する。

(1) 現況と問題点

地球温暖化による異常気象の増加や農作物、生態系への影響など、環境の悪化が顕在化する中、地球温暖化防止に向け、当町においても、2050年の温室効果ガスの排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）実現を目指した取組の推進が重要となっている。

これまで進めてきた雪を活用した農作物の貯蔵施設の導入や地熱の活用検討、温泉排熱を利用した暖房給湯施設の導入などの取組などのほか、二酸化炭素排出削減に向けて、技術の進歩も踏まえた設備の導入などを促進する必要がある。

また、当町の自然環境、水資源、景観等に加え、火山活動で形成された地形的景観（カルデラ湖、溶岩ドーム、火口群および断層等）や火山由来の地質は、その産業（農業・漁業）分野、観光分野及び教育分野における活用面と合わせて国際的に評価され、ユネスコ世界ジオパークに認定されている。これらの資源を、当町固有の限りある財産と捉えて、調和の取れた地域開発を促すとともに、守り・育み、未来へ受け継いで行くため、住民と行政が一体となり意識の啓発と、啓蒙普及に取り組む必要がある。

（２）その対策

- 自然景観に配慮しながら、火山活動がもたらす地熱や地下水（温泉）、冬期間の降雪など、当町の自然特性を生かした再生可能エネルギーの利用を推進する。
- 温室効果ガス削減の取組や気候変動等への意識向上に向けた啓蒙普及を図るとともに、省エネ設備の導入やエネルギー利用の効率化を促進する。
- ユネスコ世界ジオパーク認定地域として、過去から現在、未来へと守り、受け継がれるかけがえのない財産への気づきと知る楽しみを通じ、自発的な環境配慮行動に向けた行動変化を促す。

（３）計 画

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利 用施設	■再生可能エネルギーの活用検討 ■省エネ設備の導入	町 町	

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 ・移住・定住	■住宅リフォーム支援事業 【事業内容等】 空き家や住宅をリフォームする個人に対して改修費用の一部を助成することにより、増加する空き家を活用した移住の促進と既存住宅の長寿命化による定住を促進する。 ■チャレンジショップ支援事業	町・商工会 町	【効果】 地元業者への発注や町内消費により商工業の振興につながるほか、リフォーム後も長く住み続けられるようになることで、人口減少抑制等に効果がある。 【効果】

	・ 地域間交流 ・ 人材育成	【事業内容等】 空き家・空き店舗を活用し、地域に根ざした特色あるショップ開業者、起業者等に改築費用等を助成することにより、新規出店による商工振興と賑わい創出を図る。 ■洞爺湖町ふるさと応援団事業 【事業内容等】 全国各地の当町を応援してくれる方と連携し、まちの魅力の発信や体験ツアー等を実施することにより、モノ・ヒト・カネ・チエ等の活発な往来を促進し、好循環を図る。 ■地域おこし協力隊事業 【事業内容等】 地域振興に意欲のある都市部の人材を協力隊員として採用することにより、産業振興やまちの魅力の発信等が促進するとともに、定住・就業等による地域活性化を図る。 ■婚活交流事業 【事業内容等】 結婚を望む独身男女の出会い・交流の場を創出するため、イベントを開催することにより、地域の人材育成、後継者問題の解消や移住・定住を促進する。	町 町 町	空き店舗が有効活用されるとともに、新たな出店に伴う移住と地域の賑わいが生まれ、支援後も集客と定住が継続される。 【効果】 町外から当町を応援してくれる人たちとの良好な関係を築くことで、つながりを活かして新たな取組の実施や課題解決等が図られ、効果が継続される。 【効果】 地域おこし協力隊の活動を通じ、担い手の育成や町民では気づきにくいまちの魅力の発信等が図られ、活動終了後の起業や就業により人材の確保と産業の活性化等が図られる。 【効果】 後継者等の結婚や配偶者等の移住につながり地域の活性化に効果が続くほか、参加者にまちの魅力がPRされることによる効果が期待できる。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			

	・ 観光 ・ 商業	■「洞爺の水」ペットボトルリング事業 【事業内容等】 ジオ（大地）の最大の恵みである「水」のペットボトルを製造し、PR等に活用を図る。 ■洞爺湖温泉誘客事業 【事業内容等】 花火大会、プロモーション事業、イベント開催等により、洞爺湖温泉を中心とした観光圏内への誘客を図る。 ■サブカルチャー観光推進事業 【事業内容等】 風光明媚な洞爺湖周辺地区とサブカルチャーを掛け合わせたイベント開催等により、洞爺湖温泉を中心とした観光圏内への誘客を図る。 ■まちポイント活用事業 【事業内容等】 行政開催の事業等の参加者に地域内の買い物や交通利用時等に使用できる地域ポイントを付与し、外出機会の創出及び町内消費活動の循環を図る。	町 町・観光協会 町・観光協会 町・商工会	【効果】 ユネスコ世界ジオパークの豊かな資源が町内外にPRされ、ジオの恵みへの理解と交流人口・関係人口の拡大による活性化が図られる。 【効果】 新聞やSNSへの発信等によるPR効果により、各施設への誘客増加が見込まれ、交流人口・関係人口の拡大による地域の活性化が図られる。 【効果】 様々な客層へのアプローチとPRにより、各施設への誘客増加が見込まれ、交流人口・関係人口の拡大による地域の活性化が図られる。 【効果】 ポイント活動のために外出が増えることで、公共交通の利用促進及び町内消費活動の活性化が図られる。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・ デジタル技術の活用	■自然環境価値創出事業 【事業内容等】 洞爺湖町の歴史、社会産業の土台である自然環境について、科	町	【効果】 ICT活用により、遠隔地でも自然環境の価値を

[illegible]

		乳幼児医療費の助成対象者を高校生まで助成枠を拡大し、入院・通院等の医療費を助成することで、安心して子育てのできる環境づくりを図る。 ■インフルエンザワクチン接種助成事業 【事業内容等】 インフルエンザ予防接種費用の中学生以下の無料化により、インフルエンザの罹患及び重症化の予防を図る。 ■高齢者入浴助成事業 【事業内容等】 70歳以上の高齢者を対象に、町営浴場及び民間温泉施設での入浴料金の軽減を図ることにより、高齢者の健康増進や外出を促進する。	町 町	係る経費の負担軽減により、早期治療や、重篤化の防止が図られる。また、子どもや子育て世代の定住につながり、地域の賑わいや活性化が図られる。 【効果】 経費の負担軽減により、子どもの罹患や重篤化の防止が図られる。また、子どもや子育て世代の定住につながり、地域の賑わいや活性化が図られる。 【効果】 高齢者が温泉を手軽に楽しめることにより、高齢者の閉じこもりの防止や、健康増進、コミュニケーションなどが図られ、まちの魅力の向上につながるなどの効果が持続される。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 ・ その他	■洞爺地区等高校生通学費助成事業 【事業内容等】 洞爺地区等から胆振西学区等へ通学する高校生に対し、通学や下宿にかかる費用を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、生徒就学の機会を確保する。	町	【効果】 保護者の経済的負担の軽減により、進学の実機が広がるなど、教育環境と子育てしやすい環境の整備が図られることで、高校進学を契機とした世帯転出の抑制などに効果が

				ある。
--	--	--	--	-----